

～令和5年度～

清瀬市

【お 知 ら せ】

●特定健康診査について

- ◎ 実施期間 令和5年8月1日～令和5年12月31日

- ◎ 実施機関窓口へ持参するもの
 - ・特定健康診査受診券

 - ・被保険者証

- ◎ 住民の方以外の受診の可否 市民(住民登録がある方)の方が対象です。

- ◎ 注意していただきたい事項(特記事項)

- ・受診されたい実施機関が決まりましたら、必ず予約をしてください。
- ・受診対象者は、清瀬市民(住民登録がある)の方に限られます。
- ・清瀬市の追加項目が受診できます。
- ・受診の際は、被保険者証と受診券を必ずお持ちください。